

## 技術評価報告書

申込者： 共英加工販売株式会社 代表取締役 宇佐美 達郎  
山口県山陽小野田市大字小野田 6289-18

技術名称： キョウエイリング 785 溶接せん断補強筋（大阪工場）

当法人「建築構造技術審議委員会」において慎重審議の結果、2023年7月31日付けの技術評価書(SABTEC 評価 23-01)の通り、一般社団法人建築構造技術支援機構「建築構造技術検証要綱」で定めた技術基準と照らし合わせ、本技術は妥当なものであると判断されたことを報告する。

2023年7月31日

一般社団法人  
建築構造技術支援機構  
代表理事 益尾 潔

### 建築構造技術審議委員会

委員長	窪田敏行	近畿大学	名誉教授
副委員長	田才晃	横浜国立大学	名誉教授
委員	磯雅人	福井大学大学院工学研究科	教授
〃	岸本一蔵	近畿大学建築学部建築学科	教授
〃	田中剛	神戸大学大学院工学研究科	教授
〃	都祭弘幸	福山大学工学部建築学科	教授
〃	三谷勲	神戸大学	名誉教授



## 技術評価書

申込者： 共英加工販売株式会社 代表取締役 宇佐美 達郎  
山口県山陽小野田市大字小野田 6289-18

技術名称： キョウエイリング 785 溶接せん断補強筋（大阪工場）

技術概要： キョウエイリング 785 は、共英製鋼(株)枚方事業所が製造する大臣認定(認定番号 MSRB-0131：令和 5 年 6 月 1 日)取得のせん断補強筋用高強度鉄筋棒鋼タフコン USD785 呼び名 KK13、KK16(枚方事業所)を用いた鉄筋コンクリート造柱、梁に配置される 785N/mm<sup>2</sup> 級高強度せん断補強筋であり、溶接閉鎖型、フック形式およびキャップタイ形式として用いることができる。

キョウエイリング 785 溶接せん断補強筋（大阪工場）は、2020 年版建築物の構造関係技術基準解説書に示された建設省告示第 1463 号(平成 12 年 5 月 31 日)に基づく「鉄筋の溶接継手性能判定基準」による A 級継手性能を有するとしている。

本委員会は、一般社団法人建築構造技術支援機構「建築構造技術検証要綱」で定めた技術基準と照らし合わせ、下記の通り、本技術は妥当なものであると判断した。

2023 年 7 月 31 日

一般社団法人  
建築構造技術支援機構  
建築構造技術審議委員会  
委員長 窪田 敏行

### 記

評価方法： 申込者提出の下記資料を基に、技術評価を行った。  
キョウエイリング 785 標準製造要領書、溶接試験説明資料および関連資料  
これらの資料には、本技術の目標性能達成の妥当性を確認した技術資料がまとめられている。

評価内容： キョウエイリング 785 溶接せん断補強筋(大阪工場)は、2020 年版建築物の構造関係技術基準解説書に示された建設省告示第 1463 号(平成 12 年 5 月 31 日)に基づく「鉄筋の溶接継手性能判定基準」による A 級継手性能を有すると判断される。

## 技術評価内容

### 申込者

共英加工販売株式会社  
代表取締役 宇佐美 達郎  
山口県山陽小野田市大字小野田 6289-18

### 技術名称

キョウエイリング 785 溶接せん断補強筋（大阪工場）

### 適用範囲

- 素材鉄筋 共英製鋼(株)枚方事業所製  
せん断補強筋用高強度鉄筋棒鋼タフコン USD785 呼び名 KK13、KK16(枚方事業所)  
大臣認定番号 MSRB-0131：令和5年6月1日  
呼び名：KK13、KK16
- 溶接方式 アップセット溶接
- 製造工場 共英加工販売(株)大阪工場
- 溶接機 (株)日本溶接機 製 BUE-60-Y

### 技術評価に際して行われた試験

キョウエイリング 785 溶接継手性能の妥当性は、共英加工販売(株)大阪工場で製造した溶接試験片 250 本について行われた検知試験結果、ならびに呼び名ごとの標準溶接条件の中央値で製造した下記試験結果を基に確認している。

- ①基本確認試験、②特殊条件確認試験、③溶接部硬さ測定、④溶接部マクロ組織観察
- 「鉄筋の溶接継手性能判定基準」による一方向繰返し試験および鉄筋母材曲げ試験

### 技術評価の主な審議事項

技術評価の主な審議事項は、以下の通りである。

- 溶接継手性能検証試験の妥当性
- 溶接継手性能品質管理の妥当性

### 技術評価の経過

2023年5月22日開催の第58回建築構造技術審議委員会(以下、本委員会と略記)で申込者提出の技術資料に対する指摘事項を、事務局が確認することとした。事務局は、本委員会での指摘事項を踏まえて修正された技術資料を確認し、結果を2023年7月31日開催の第59回建築構造技術審議委員会に報告した。

建築構造技術審議委員会では、申込者提出の技術資料について慎重に審議を行い、本技術は妥当なものであると判断した。

以上